

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局派遣職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

新潟県病院局派遣職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局派遣職員の給与及び旅費に関する規程（昭和63年新潟県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年新潟県条例第2号。以下「<u>外国機関等派遣条例</u>」という。)第2条第<u>1</u>項の規定に基づき外国の地方公共団体の機関等に派遣する新潟県病院局企業職員(以下「<u>外国機関等派遣企業職員</u>」という。)及び<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>(平成13年条例第83号。以下「<u>公益的法人等派遣条例</u>」という。)第2条第1項の規定に基づき<u>公益的法人等に派遣する新潟県病院局企業職員</u>(以下「<u>公益的法人等派遣企業職員</u>」という。)の給与及び旅費の額及び支給方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の額等)</p> <p>第2条 <u>外国機関等派遣企業職員</u>に対する給与の額及び支給方法については、<u>外国機関等派遣条例</u>第4条第1項の一般の派遣職員の例による。</p> <p>2 <u>公益的法人等派遣企業職員</u>に対する給与の額及び支給方法については、<u>公益的法人等派遣条例</u>第4条の派遣職員の例による。</p> <p>(旅費の額等)</p> <p>第3条 <u>外国機関等派遣企業職員</u>に対する旅費の額及び支給方法については、<u>外国機関等派遣条例</u>第4条第1項の一般の派遣職員の例による。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年新潟県条例第2号。以下「<u>派遣条例</u>」という。)第2条第<u>2</u>項の規定に基づき外国の地方公共団体の機関等に派遣する新潟県病院局企業<u>員</u>(以下「<u>派遣企業職員</u>」という。)の給与及び旅費の額及び支給方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給与の額等)</p> <p>第2条 派遣企業職員に対する給与の額及び支給方法については、派遣条例第4条第1項の一般の派遣職員の例による。</p> <p>(旅費の額等)</p> <p>第3条 派遣企業職員に対する旅費の額及び支給方法については、派遣条例第4条第1項の一般の派遣職員の例による。</p>

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。